

訪問看護・介護予防訪問看護・（医療保険）訪問看護 重要事項説明書

この訪問看護・介護予防訪問看護・（医療保険）訪問看護（以下「訪問看護等」といいます。）重要事項説明書は、事業所の運営規程の概要や勤務体制・その他重要事項を記したものです。ご利用者またはご家族に対してこの書面を交付し、ご説明する事は事業者の義務として法令上規定されています。

1 【事業の目的】

株式会社寶船（以下「事業者」といいます。）が開設する訪問看護事業所（以下「事業所」といいます。）は、介護保険法および健康保険法による訪問看護を行う訪問看護事業の適切な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め事業所の看護師およびその他の従業者（以下「看護師等」といいます。）が、要介護状態等にあるご利用者に対し、適正な訪問看護等を提供することを事業の目的とします。

2 【運営の方針】

- （１）事業所は、ご利用者の心身の特徴を踏まえて、その有する能力に応じ、居宅において自立した日常生活を営む事ができるよう、入浴・排泄・食事の介助・その他療養生活の援助を行い、生活の質の向上を目指した在宅生活が維持できるよう支援します。
- （２）事業所は、自立支援の理念に基づき、ご利用者が自立して生活して行くために、本人の能力に応じて、本人にできることは可能な限りしていただくことで、心身機能の維持向上を図るという介護本来の理念を実践します。
- （３）事業所は、主治医・市区町村・地域包括支援センター・老人介護支援センター・居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所・介護保険施設等との連携に努めます。

3 【株式会社寶船の概要】

法人名	株式会社 寶船	代表者	代表取締役 高木 弘恵
法人所在地	旭川市神居2条16丁目4-22	電話番号	0166-62-8288
事業内容	有料老人ホーム事業 訪問介護事業		

4 【サービスを提供する事業所の概要】 ※記載内容は、説明時点の概要となります。

事業所名	訪問看護ステーション 向日葵						
所在地	旭川市東光10条2丁目3-1						
電話番号	0166-76-6521			FAX番号	0166-76-6531		
指定事業者番号		訪問介護 0172906067					訪問看護 0162990634
通常の事業の実施地域			旭川市・鷹栖町・比布町・当麻町・東神楽町				
サービス提供	時間	24時間		提供日	365日		
サービス受付	営業時間	午前8時半～午後5時半		営業日	月曜日～金曜日		

第三者評価について			
実施の有無	無し	直近の実施年月日	—
評価実施期間	—	開示状況	無し

※ 第三者評価とは、事業所の提供するサービスの質を当事業者（事業者および利用者）以外の公正中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価するものです。都道府県毎に対象サービスが異なるため、事業所所在地域では非該当となる場合においても「無」と記載します。

5 【職種】

管理者	1人
(1) 事業所の看護師などの管理、訪問看護等の利用の申込に係る調整・業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 (2) 事業所の看護師等に対し、法令などにおいて規定されている訪問看護等の実施に関する規定を遵守させるため必要な指揮命令および相談・指導を行う。 (3) 訪問看護指示書に基づいた訪問看護等が行われるよう、主治医と密接かつ適切な連携を図ります。 (4) 看護師等に対し、具体的な援助目標および援助内容を指示するとともに、ご利用者の状況について情報を伝達します。 (5) 事業所の看護師等に対し、各サービスの担当者やご利用者およびご家族と、サービス内容について意見交換する機会であるサービス担当者会議への出席を指示し、または自ら出席し居宅介護支援事業所等との連携を行います。	
看護師・准看護師・保健師	7人
(1) ご利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握します。 (2) サービス担当者会議へ出席し、居宅介護支援事業所などとの連携を行います。 (3) 訪問看護計画および主治医に対する訪問看護報告書を作成します。（准看を除く） (4) 訪問看護等の提供にあたります。	
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	0人
心身機能の維持や向上を目的とした、リハビリテーションを行います。	

6 【訪問看護の内容】

看護師・准看護師が行う主な業務
(1) 病状・障害の観察
(2) 医療的処理の実施及び指導（吸引・酸素吸入・カテーテル管理・褥瘡処置・内服管理）
(3) 看護・介護技術の実施と相談・指導（洗髪・清拭・排泄・体位交換）
(4) 栄養・食事に関する相談・指導
(5) リハビリテーションの実施と相談・指導
(6) 認知症ケア
(7) ターミナル（看取り）ケア

(8)	生活環境の調整と指導
(9)	主治医への連絡調整および報告
(10)	行政機関や在宅サービス利用に関する情報提供や調整
(11)	その他、医師の指示による処置と看護・介護に関する相談。
	理学療法士等が行う主な業務
(1)	病状・障害の観察
(2)	看護・介護技術の実施と相談・指導（洗髪・清拭・入浴・排泄・体位交換）
(3)	栄養・食事に関する相談・指導
(4)	リハビリテーションの実施と相談・指導
(5)	認知症ケア
(6)	生活環境の調整と指導
(7)	主治医への連絡調整および報告
(8)	行政機関や在宅サービス利用に関する情報提供や調整
(9)	その他、医師の指示による処置と看護・介護に関する相談。

7 【訪問看護等の手順】

重要事項の説明・同意・交付および契約の締結

事業所の管理者等が相談の受付を行います。ご利用者やご家族に、サービスの内容・利用料・提供方法・事業所の概要などについて、わかりやすく丁寧にご説明し、同意いただいた上で契約を締結します。

訪問看護計画の説明・同意・交付

心身の状況などの把握と課題の分析を行い、他のサービス担当者との意見交換等を通し、介護支援専門員が作成する居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合は、これに沿って訪問看護計画を作成します。また、理学療法士などが訪問看護等を提供するご利用者については看護職員と理学療法士等が情報共有しながら作成します。

訪問看護等開始

ご利用者に同意していただいた、訪問看護計画に沿って、訪問看護等の提供が開始されます。主治医との密接な連携を図るため、訪問看護報告書を作成し、主治医に提供します。訪問看護報告書の作成にあたっては、看護職員が定期的に訪問しご利用者の状態評価を行い、理学療法士等と情報共有しながら作成します。

経過の観察・評価

ご利用者の心身の状況に変化はないか、訪問看護等の効果はどうかなどの評価を継続して行います。※心身の状況の変化などにより、サービス内容に変更の必要性がある場合には、再度適切な訪問看護等が提供できるよう援助致します。

8 【ご利用料金およびお支払い方法等】

訪問看護等の利用に係るご利用料金ならびお支払方法等につきましては、重要事項説明書別紙料金表のとおりとします。

9 【守秘義務・個人情報保護】

(1) 事業所は、訪問看護等を実施する上で知り得たご利用者及びご家族などに関する事項については、ご利用者または第三者の生命・身体などに危険がある場合など、正当な理由がある場合を除いて第三者に提供しません。

(2) 事業所は、その業務に携わる看護師等に対して、その業務に従事する際には、正当な理由がなく業務上知り得たご利用者またはご家族などの情報を第三者に提供してはならない旨の書面を取り交わすなど、必要な措置を講じます。

(3) 事業所は、従業者であつて者に業務上知り得たご利用者またはご家族の秘密を保持されるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨の書面を取り交わすなど、必要な措置を講じます。

(4) 事業所は、サービス担当者会議や介護支援専門員および他の居宅サービス事業所などとの連絡調整において、個人情報を関係者へ提供することが必要である場合は、あらかじめご利用者およびご家族等に対して、情報提供の目的と、情報を提供する関係者に関する事項を説明し、書面にて同意を得ます。

10 【損害賠償責任】

事業所は、ご利用者に対する訪問看護などの提供により、万が一事故が発生し、ご利用者に損害が発生した場合には、速やかに市区町村、ご利用者のご家族などに連絡をとり、必要な措置を講じるとともに当事業所の責に帰すべき事由によるときは損害を賠償します。

11 【教育・研修体制】

事業所は、看護師等に対し、その知識及び技能の向上を目的として、定期的な教育と研修の機会及び内容を以下のように設けています。

(1) 入社研修 採用後一か月以内

(2) 継続研修 年10回以上

〔研修内容〕

(1) 看護師等としての専門的な業務について

(2) 高齢者虐待防止法などの他法制度について

(3) その他、訪問看護等の実施のために必要な事項について

12 【虐待防止に関する事項】

(1) 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又は、その再発を防止するため次の処置を講ずる。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- ② 虐待防止のための指針を整備する。
- ③ 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- ④ 事業者は、サービス提供中に、職員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

13 【感染症対策】

事業者において感染症が発生し、又は、まん延しないように、次に掲げる措置を講ずる。

- ① サービス提供者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。
- ② 事業者の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。
- ③ 事業者における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底する。
- ④ 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- ⑤ 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

14 【業務継続計画の策定】

(1) 感染症や非常災害の発生時において、入居者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し当該業務継続計画に従って必要な措置を講じる。

(2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

15 【ハラスメント対策】

事業者はサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

16 【ご協力いただきたい事項】

ご利用者及びご家族は、以下の事項についてご理解いただき、当事業所が行う訪問看護等の提供にご協力ください。

(1) ご利用者の疾患および身心の状態などの事項は、訪問看護計画を作成する上で重要な情報です。詳細にお知らせいただき、看護師等に行う状況把握にご協力下さい。

(2) ご利用者の急激な体調の変化などの事項は、訪問看護等を行う上で重要な情報です。速やかに、かつ詳細にお知らせください。

(3) ご利用者のお宅の鍵をお預かりする際には、鍵預かり証を取り交わします。

(4) 物品等の破損が、自然又は老朽化により発生した場合には、その損害に関する賠償責任は負いません。

(5) 看護師等の個人の電話番号や住所はお知らせできませんので、予めご了承ください。

(6) 看護師などへの茶菓子・お礼は固くお断りしております。ご理解頂けますようお願い申し上げます。

(7) サービスを担当する看護師等は、ご利用者及びそのご家族による指名はできませんので、予めご了承ください。

(8) サービス内容の変更に関しては、事業所の管理者にご相談下さい。

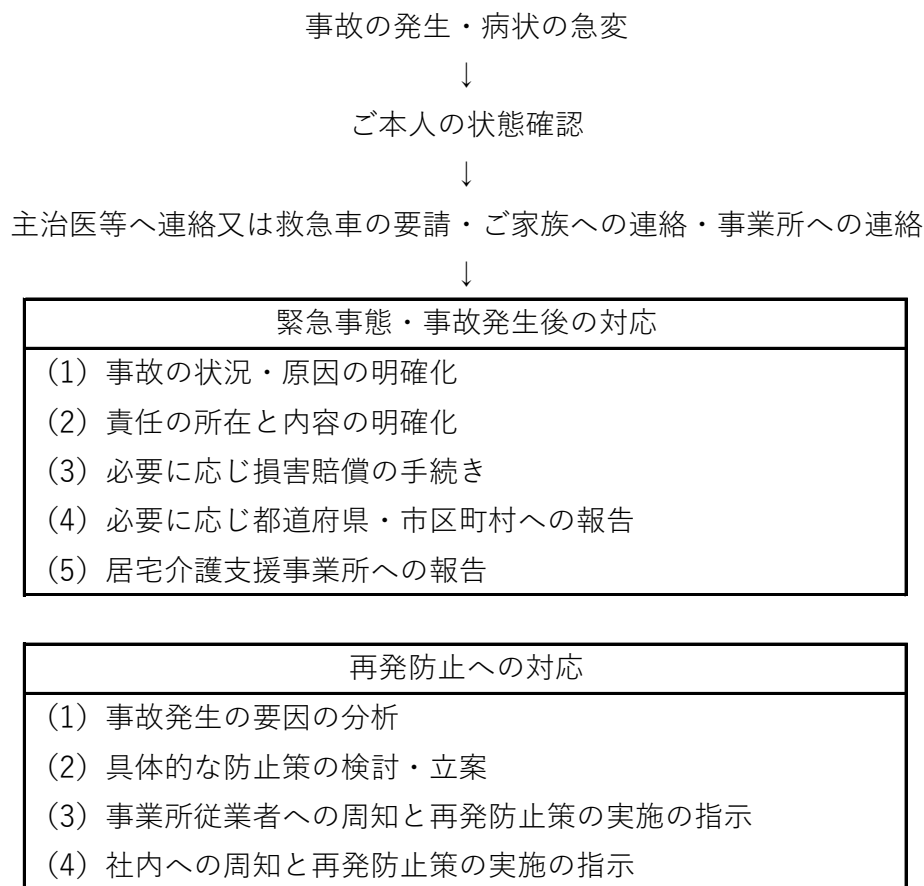
17 【相談・苦情の対応】

事業所受付			
①相談・苦情窓口			
担当	管理者	奥野	夕紀
電話番号	0166-76-6521	受付時間	事業所概要の通り
〔相談・苦情発生時の対応〕			
(1) 相談・苦情の受付	(3) 事実の調査と再発防止策の立案		
(2) 相談・苦情の内容確認	(4) 苦情再発防止策の実施		

外部窓口	
②その他苦情受付機関	
市町村名	旭川市長寿社会課
担 当	介護高齢課
電 話	(0166) 25-9797

18 【緊急時・事故発生時の対応】

事業所は、訪問看護等の実施により、病状の急変および事故発生した場合には速やかに主治医及びご利用者のご家族などに連絡を行うとともに必要な措置を講じます。



19 【その他同意の有無】

訪問看護	(1) ご利用者は、緊急時訪問看護加算に (同意します ・ 同意しません)
	(2) ご利用者は、リハビリテーションを中心とする看護業務の場合、理学療法士・作業療法士言語聴覚士が看護職員の代わりに訪問する事に (同意します ・ 同意しません)
訪問看護 介護予防	(1) ご利用者は、緊急時訪問看護加算に (同意します ・ 同意しません)
	(2) ご利用者は、リハビリテーションを中心とする看護業務の場合、理学療法士・作業療法士言語聴覚士が看護職員の代わりに訪問する事に (同意します ・ 同意しません)
訪問看護 医療保険	(1) ご利用者は、24時間対応体制加算に (同意します ・ 同意しません)
	(2) ご利用者は、情報提供療養費の加算に (同意します ・ 同意しません)
	(3) ご利用者は、在宅患者連携指導加算に (同意します ・ 同意しません)
	(4) ご利用者は、複数名訪問看護加算に (同意します ・ 同意しません)

令和 年 月 日

訪問看護の提供開始にあたり、契約者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 旭川市神居2条16丁目4番22号

名 称 株式会社 寶 船 ⑩
訪問看護ステーション 向日葵

説明者

住 所 旭川市東光10条2丁目3-1

所 属 訪問看護ステーション 向日葵

氏 名 奥野 夕紀 ⑩

私は、契約書及び本書面により、事業所から訪問看護についての重要事項の説明を受けました。

契約者

住 所

氏 名 ⑩

保証人

住 所

氏 名 ⑩